



永年勤続表彰を受章して

霧島支部 竹下 静雄

この度の司法書士会総会で40年の永年勤続表彰を受賞しました。永いようで短い、充実した年月であったと思います。福沢諭吉の遺訓に「世の中で一番楽しく立派なことは、一生涯を貫く仕事を持つこと」とありますが、このような仕事を持つことができ、とても幸運でした。

40数年前、私が司法書士事務所に補助者で入った頃は手書きで書類を作成していました。先輩から「これが権利書になるんですよ。」と言われ、緊張しながらカーボン紙を挟んだ用紙に書いたものです。

その頃から登記のコンピュータ化のことが話題になっていました。そして、コンピュータ化されると司法書士の仕事はなくなるのではないかとの噂が流れたこともありました。しかし、コンピュータ化はその後の司法書士業務に革新的な変化をもたらすことになりました。

平成12年に当時の法務局大口出張所を国分出張所に統廃合するとの計画が発表され、栗野出張所の関係者ととも官民上げての大反対運動が展開されました。しかしその運動も空しく大口出張所は廃止され、1日おきに片道1時間余りかかって霧島支局へ通うことになりました。その道すがら、これで司法書士をやっている期間が5年は縮まったなど、心底思いました。その反対運動の最中、法務局の職員が「皆さんはこれからも地元に残り、登記センター的な役割を果たしてほしい。」と話されました。自分らの都合で統廃合しておきながら、余計なことを言われるものだとは思いましたが、既に現在の登記のシステムを見据えておられたんだと後で分かりました。抵当権抹消一つでも、まず閲覧しなければ申請書は作成できません。現在は事務所に居ながら登記情報を閲覧でき、法務局が地元にあった頃より便利になりました。法務局に出かけるのも時たまです。負担に思うことも少なくなりました。

それから平成14年の司法書士法改正による簡裁代理権の付与により司法書士制度は大きく変わりました。ずっと以前から「司法書士を簡易弁護士に」との主張・運動がされていました。業界問題がからみ、とても実現不可能と思われていました。「簡易弁護士」については司法書士よりも簡裁判事の処遇をどうするかという方が先だとの意見もありました。それが司法制度改革により「他力本願」的に実現して本当に驚きました。簡裁代理権により世間の司法書士を見る目が大きく変わりました。特に裁判所が変わりました。調停委員の総会や研修会に行くと顔なじみの司法書士会員を多く見かけます。会員が調停委員の供給源として重要な位置を占めています。簡易裁判所の口頭弁論で、書類作成の支援をしていた頃は傍聴席で「隔靴搔痒」するような歯がゆい思いをしたこともありました。現在は代理人として出席し、同席の依頼者も多少安心感を持っておられるようです。成年後見等の事件では家庭裁判所が司法書士に大きな期待を寄せています。

最後に、私事ですが放送大学の教養学部「心理と教育」コース3学年に編入学して4年になります。入学試験はなく開かれた4年制の通信制大学です。興味を引く科目が多く、若い女性（30代位の看護師が多い）らと席を並べ学んでいます。私にとって特に興味深い科目は「精神分析とユング心理学」「中高年の心理臨床」「乳幼児・児童の心理臨床」「死生学入門」「宇宙の基本とそのしくみ」でした。深層心理学のフロイトとユング、自分を振り返り、そして孫の顔を思い浮かべながらの心理臨床、死生観や太陽系の成り立ちなどを学びました。そして面接授業で講義を聴くのも楽しみです。「老いて学べば・・・朽ちず」の言葉に背中を押されながら、鹿児島学習センター（県民交流センター内）に通っています。